

警備員指導教育責任者講習の実施

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

令和八年七月十五日

岐阜県公安委員会
委員長 林 正 子

一 実施する講習の区分、実施期間、定員及び手数料

区 分	実施期間	定 員	手 数 料
法第二條第一項第三号に規定する警備業務に係る警備員指導教育責任者資格者証の新規取得講習（以下「三号新規取得講習」という。）	令和八年九月十四日（月）から九月十八日（金）までの五日間	二〇人	三八、〇〇〇円
法第二條第一項第三号に規定する警備業務に係る警備員指導教育責任者資格者証の追加取得講習（以下「三号追加取得講習」という。）	令和八年九月十七日（木）及び九月十八日（金）の二日間	一〇人	一四、〇〇〇円

二 講習時間

午前九時から午後五時まで。ただし、講習最終日は、修了考查終了までとする。

三 講習場所

岐阜市茜部中島三丁目二十番地 一般社団法人岐阜県警備業協会 電話（〇五八）二七六〇七七八

四 受講対象者（受講資格）

1 三号新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

- (一) 最近五年間に法第二條第一項第三号に規定する警備業務の区分（以下「三号区分」という。）に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- (二) 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（三号区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (三) 検定規則第四条に規定する二級の検定（三号区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上三号区分に係る警備業務に従事しているもの
- (四) 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（三号区分に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。）に合格した者
- (五) 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（三号区分に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上三号区分に係る警備業務に従事しているもの

2 三号追加取得講習

受講申込みを行う日において、三号区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、四の1の(一)から(五)までのいずれかに該当するもの

五 講習申込手続

1 事前予約

講習の受講を希望する場合は、次により講習の事前予約を行うこと。

(一) 期間

令和八年八月十三日（木）から八月二十日（木）までの午前九時から午後五時まで（正午から午後一時

までを除く。）。ただし、事前予約の受付期間中であっても、定員に達したときは、受付を締め切る。

(二) 方法

岐阜県警察本部生活安全全部生活安全総務課（予約専用電話〇九〇―一四七七一八二六二）へ電話の上、受講希望の申出を行うこと（予約専用電話以外での予約は、受け付けない。）。

2 受講の申込み

1 により予約番号を取得した受講希望者は、六の提出書類を持参の上、次により受講の申込みを行うこと。

(一) 期間

令和八年八月十四日（金）から八月二十五日（火）までの午前九時から午後四時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(二) 場所

岐阜県内の各警察署生活安全課

(三) オンラインによる申込み

デジタル庁が運営するe-Gov電子申請によるオンライン申込みも可とするが、(一)の期間に、(二)の場

所にて講習手数料の納付をした時点をもつて受付とする。

(四) 留意事項

事前予約後、(一)の期間内に受講の申込みがない場合又は受講資格を満たしていないことが判明した場合は、受講を認めない。

六 提出書類

1 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号。以下「受講申込書」という。）一通

受講申込書には、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景及び縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一枚を貼付すること。

2 四の受講対象者に該当することを疎明する書面

(一) 三号新規取得講習を受講する者

(1) 四の1の(一)に該当する者

最近五年間に三号区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であることを疎明する書面（三号区分の警備業務を行う警備業者等が作成したものに限る。以下(3)及び(5)において同じ。）及び履歴書

(2) 四の1の(二)に該当する者

一級検定に係る合格証明書の写し

(3) 四の1の(三)に該当する者

二級検定に係る合格証明書の写し及び二級検定に合格した後、継続して一年以上三号区分に係る警備業務に従事していることを疎明する書面

(4) 四の1の(四)に該当する者

旧一級検定に係る検定合格証の写し

(5) 四の1の(五)に該当する者

旧二級検定に係る検定合格証の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して一年以上三号区分に係る警備業務に従事していることを疎明する書面

(二) 三号追加取得講習を受講する者

(1) 資格者証又は講習修了証明書の写し

(2) 四の2に該当することを疎明する六の2の(一)の(1)から(5)までのいずれかの書面

七 手数料の納付方法

受講申込みの際、警察署窓口において納付すること。

八 その他

1 携行品及び集合時間

筆記具（鉛筆及び消しゴム）を携行し、講習初日の講習開始十五分前までに集合すること。

2 講習修了証明書の交付

修了審査に合格した者に対しては、講習修了証明書を交付する。

3 委託先

本講習は、岐阜市茜部中島三丁目二十番地所在の一般社団法人岐阜県警備業協会に委託して実施する。

4 講習に関する問合せ先

岐阜県警察本部生活安全全部生活安全総務課 電話（〇五八）二七一―二四二四 内線三〇二六